

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

申立期間の国民年金保険料(定額保険料及び付加保険料)は、妻の保険料(定額保険料)と一緒に妻が納付した。妻の国民年金保険料は納付済みなので、私の保険料も同時に納付しているはずである。

申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和56年*月に国民年金に加入し、その後、63年9月に付加保険料の納付の申出をし、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料(昭和63年9月から平成5年12月までの期間は付加保険料を含む)を全て納付している上、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は、「申立期間頃は、夫婦二人分の国民年金保険料を同時に納付していると思う。」と述べているところ、オンライン記録により、申立期間前後の年度において、夫婦二人分の国民年金保険料の納付日が確認できる期間については、夫婦同日に納付していることが確認できる。

さらに、申立人及びその妻は、平成4年5月にA村(現在は、B市)からC町に転居しているが、申立人の妻は、「転居後、C町役場で夫婦二人分の国民年金と国民健康保険の手続きを行い、納付しなければならない保険料は納付した。」と述べているところ、同町の申立人及びその妻に係る国民年金被保険者名簿及び国民健康保険の加入記録により、申立人及びその妻は、同年5月19日に国民年金及び国民健康保険の手続きを行ったことが確認できる。

加えて、オンライン記録により、申立人の妻は、申立期間のうち自身の国民年金加入期間である平成4年4月から同年8月までについては、国民年金保険

料を現年度納付していることが確認でき、申立人は、昭和 63 年 9 月から平成 5 年 12 月まで付加保険料の強制加入者であることが確認できることから、申立期間において申立人に付加保険料を含む国民年金保険料の納付書が発行されていたものと推認でき、申立期間の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 28 日

年金記録によると、A社（現在は、B社）から支給された申立期間の賞与の記録が無い。賞与が支給された時の給与明細書を提出するので、申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書等から判断すると、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、10万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和36年8月1日から37年7月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から37年7月1日まで

厚生年金保険被保険者記録によると、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が入社時から同額で記録されている。しかし、入社してから半年で試用期間が終了した後に給与が上がり、以後、毎年昇給していたのは、間違いないので、申立期間の標準報酬月額の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年8月1日から37年7月1日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、36年8月1日に標準報酬月額が記載されている者は申立人を含めて30人確認できるところ、このうち申立人を除く29人の標準報酬月額は直前の標準報酬月額に比べ2等級以上の額が記載されており、当該記録は、随時改定の記録であることが確認できるが、申立人については、直前の標準報酬月額と同額である1万円と記載されており、不自然な記録となっている。

また、当該事業所に係る被保険者名簿によると、申立人と同様に、昭和35年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が4人確認できるところ、短期間で同資格を喪失している一人を除く3人は、いずれも36年中に標準報酬月額が増額改定されており、このうち、申立人が同期入社であったとして名前を挙げた同僚を含む2人は、同年8月1日に標準報酬月額が1万円から1万6,000円に改定されていることが確認できる上、申立人と同期入社であったとする同僚は、「私と申立人は、大卒の同期入社であるため、申立期間の給与額にほとんど差はないと思う。」と供述している。

さらに、日本年金機構B事務センターは、上記申立人の昭和36年8月1日の標準報酬月額記録について、「昭和36年8月1日と随時改定の年月日が記入されていることなどを考えると、1万6,000円と記入するところ、1万円と記入してしまった可能性もある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和36年8月1日の随時改定において、申立人の標準報酬月額を1万6,000円とする旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、1万6,000円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和35年10月1日から36年8月1日までの期間について、申立人は、「昭和35年4月に入社してから6か月の試用期間が有り、試用期間終了後に給与が上がった。」と主張している。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本及び閉鎖事項全部証明書によると、当該事業所は、平成19年5月*日に破産手続が終結していることが確認できる上、当時の代表取締役は死亡しており、当該事業所の破産管財人に照会したものの、「申立期間当時の資料は無い。」と回答していることから、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち2人は、「入社後、試用期間である6か月間は、試用手当が支給された。試用期間終了後は、試用手当が給料に変わったが、その支給額は、試用手当と同額であった。」と供述している上、当該同僚2人及び上述の昭和35年4月1日に被保険者資格を取得している3人（申立人が同期入社であったとする同僚を含む。）の計5人について、当該事業所に係る被保険者名簿により、標準報酬月額の推移を確認したところ、いずれの者も、最初の標準報酬月額の改定は被保険者資格取得日から11か月から16か月後であることが確認できる。

このほか、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA氏における船員保険の被保険者資格取得日は昭和24年1月1日、同資格喪失日は同年6月30日であると認められることから、当該期間の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月1日から24年9月30日まで

B社が所有するC丸に乗船していたが、申立期間の船員保険被保険者記録が確認できない。

申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和24年1月1日から同年6月30日までの期間について、申立人は、当時乗船していた船舶名称、作業内容及び船長の名前を具体的に記憶していることから、申立人は、A氏が所有するC丸に乗船していたことが認められる。

また、申立期間当時における「船舶所有者：A氏」の船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）が見当たらないことから、同船舶所有者が同保険の適用事業所であったことが確認できないものの、申立人及び後述の船長の被保険者台帳記録から判断すると、同船舶所有者が申立期間当時に適用事業所であったことが認められる。

一方、申立人に係る船員保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）によると、「船舶所有者：A氏」において、船員保険の被保険者資格取得日の記載が無く、昭和24年6月30日に同保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人が乗船も下船も一緒だったとして名前を挙げた船長は、既に死亡しており、同人からは供述が得られないものの、同人に係る被保険者台帳に

よると、「船舶所有者：A氏」において、昭和24年1月1日に船員保険の被保険者資格を取得し、申立人と同日である同年6月30日に同保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、前述のとおり申立期間当時の「船舶所有者：A氏」に係る被保険者名簿については、その存在は確認することができない上、申立人の被保険者台帳については、前述のとおり、同船舶所有者における船員保険の被保険者資格取得日の記載が未記載となっていること以外にも、別の船舶所有者に係る同保険の記録においても、被保険者資格取得日のみが記載され、同資格喪失日の記載が無いものがあること等から、社会保険事務所（当時）における申立人に係る船員保険被保険者の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、船舶所有者A氏は、申立人が昭和24年1月1日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年6月30日に同保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る「船舶所有者：A氏」の被保険者台帳の標準報酬等級の記録から、5,100円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和23年12月1日から24年1月1日までの期間及び同年6月30日から同年9月30日までの期間について、B社は、「申立期間について、申立人の勤務実態や保険料控除の有無に関する資料が無いため分からない。」と回答していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができない。

また、前述のとおり、申立人が乗船も下船も一緒だったとして名前を挙げた船長は、既に死亡していることから、同人からは申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない上、同人に係る被保険者台帳により、申立期間において「船舶所有者：A氏」の船員保険の加入記録は、昭和24年1月1日から同年6月30日までの期間であることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和43年4月3日、同喪失日は同年9月28日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月頃から同年10月頃まで

昭和43年1月頃から会社が解散した同年10月頃までの期間、A社に配送担当の正社員として勤務し、同年4月頃から厚生年金保険料を控除されたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人と名前及び生年が相違する（名前がB氏、昭和20年生まれと記載されている。）、基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認でき、その資格取得日は昭和43年4月3日、資格喪失日は同年9月28日と記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚13人に照会したところ、回答が得られた5人のうち2人は、「申立人は、申立期間において、配送担当の正社員として勤務していた。当時、A社には申立人と同姓の同僚は他にいなかった。また、正社員は、全員厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

さらに、申立人が同じ時期に入社し当該事業所が解散となるまで一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚は、生存及び所在が確認できないことから供述を得ることはできないものの、当該同僚の被保険者原票を確認したところ、厚生

年金保険被保険者の資格取得日は昭和43年4月1日、同資格喪失日は、当該事業所が同保険の適用事業所に該当しなくなった同年9月28日であることが確認でき、当該記録と上述の未統合記録とは資格取得日が2日異なるだけでほぼ一致していることが確認できる。

以上のことから判断すると、上述の未統合記録は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録であるものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和43年4月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月28日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、今回統合する申立人に係る被保険者原票の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和43年9月28日から同年10月頃までの期間について、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は、同年10月1日に解散しており、申立期間当時の代表取締役及び取締役は、いずれも生存及び所在が確認できないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上述の同僚照会において回答を得られた5人からは、いずれも当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる供述は得られなかった上、当該事業所に係る被保険者原票によると、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった当該同僚5人を含む全員が、解散直前の昭和43年9月28日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年10月までの期間及び平成3年4月から10年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から47年10月まで
② 平成3年4月から10年5月まで

申立期間①について、亡くなった夫が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間②について、私が、国民年金保険料をA市B支所の窓口又は集金人に納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、夫は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間①に係る保険料の納付に直接関与していないことから、申立人の国民年金の加入状況及び申立期間①の保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間②について、申立人は、国民年金保険料をA市B支所の窓口又は集金人に納付したとしているが、両申立期間において、国民年金手帳を交付された記憶が無い上、国民年金に加入すると付与される国民年金手帳記号番号が申立人に払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は、一度も国民年金の被保険者資格を取得したことが無く、国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間は225か月と長期であり、これだけの期間にわたり、複数の行政機関において事務処理を誤ることは考えにくい上、申立人及び申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立人及び申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 5010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月

平成 16 年 7 月 1 日から A 社にシステムエンジニアとして勤務しており、同年同月に賞与が支給されたが、年金記録によると、当該賞与の記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の継承会社である B 社は、「申立人には、平成 16 年 7 月の賞与は支給していない。」と回答している上、申立期間当時、A 社の代表取締役であった者は、「当時のことを確認できる資料は保管していないが、入社当月に賞与を支給することは無かった。」旨の供述をしている。

また、オンライン記録により、A 社における申立期間の賞与支給日は、平成 16 年 7 月 9 日であることが確認できるところ、同社において、同年 6 月 1 日から同年 7 月 9 日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚 18 人は、いずれも申立期間に係る標準賞与額の記録が無い上、当該 18 人のうち、生存及び所在が確認できた 17 人に照会し、5 人から回答が得られたところ、このうち一人は、「当時のことは覚えていない。」と供述しているものの、他の 4 人は、いずれも「申立期間は、入社したばかりであり、賞与は支給されなかった。」旨の供述をしている。

このほか、申立人の申立期間に係る申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月 2 日から同年 12 月 16 日まで
② 平成元年 3 月 11 日から同年 12 月 19 日まで
③ 平成 2 年 3 月 20 日から同年 12 月 18 日まで
④ 平成 3 年 3 月 15 日から同年 12 月 16 日まで
⑤ 平成 4 年 3 月 21 日から同年 11 月 30 日まで
⑥ 平成 5 年 3 月 20 日から同年 12 月 14 日まで
⑦ 平成 6 年 3 月 23 日から同年 12 月 17 日まで
⑧ 平成 7 年 3 月 10 日から同年 12 月 17 日まで

A 漁業協同組合（現在は、B 漁業協同組合）に定置網漁業に従事する季節雇用者として勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

給与から社会保険料が控除されていたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB 漁業協同組合の回答により、申立人は、申立期間においてA 漁業協同組合に季節雇用者として勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 漁業協同組合の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同組合は、昭和 22 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったが、34 年 1 月 2 日にC 共済組合に編入されたことに伴い、以後、健康保険のみの適用事業所となったことが確認でき、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い。

また、B 漁業協同組合は、「季節雇用者については、昭和 50 年代半ばまで各個人で国民年金及び国民健康保険に加入していたが、同年代後半になって、社

会保険事務所（当時）から、定置網漁業に従事する季節雇用者については社会保険を適用する必要がある旨指導を受けたことから、季節雇用者と話し合い、健康保険に加入させることとし、給与から健康保険料を控除していた。なお、季節雇用者に対する農林年金の適用については、季節雇用者との間で合意が得られたことにより、平成8年4月から同年金に加入するようになった。」と回答している。

さらに、申立人から提出された申立期間①から③までの一部の期間に係る給与支払明細書によると、記載されている社会保険料控除額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく健康保険料の額と一致しているとともに、B漁業協同組合から提出された申立期間④から⑧までに係る「定置自営給与支払明細表」によると、申立人を含む定置網漁業従事者は、給与からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、雇用保険の加入記録により、申立人と同様に、申立期間中に定置網漁業に従事する季節雇用者であったことが確認できた同僚4人は、オンライン記録によると、いずれも、定置網漁業に従事している期間は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 5012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から平成18年3月31日まで
申立期間は、(社)A事務代行社(現在は、B事務代行社)の会員の代表として、会員募集業務に従事していたが、年金記録によると、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない。
当該事業所に保険料を支払っていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が事業主であった事業所が、(社)A事務代行社に事務処理を委託した際の入会申込書(写)を提出し、「私は、当該事業所が社団法人となる前の昭和33年に最初の会員となった。自身の会社を経営する一方、会合の席などで、当該事業所の会員募集業務を行っていた。当該事業所を通じて労災保険に特別加入し、同時に健康保険に加入することにより、当該事業所において、厚生年金保険に加入させてくれるという約束で同保険の保険料を支払っていたので、当該事業所に係る同保険の加入記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、前述の入会申込書(写)によると、申立人は、自身が事業主であった事業所の代表者として、当該事業所に対し、事務処理を委託していることは確認できるものの、申立人が当該事業所に使用されていたことを示す記載は無い上、当該事業所は、「当社は、C事務組合として申立人の事業所と事務処理委託契約を締結していたが、申立人と雇用関係は無く、申立人に対して名目の如何を問わず報酬等の支払は一切無い。したがって申立人は、当社において、厚生年金保険法第9条に規定する被保険者には該当しない。」と回答している。

なお、厚生年金保険法第9条では、被保険者とは、適用事業所に使用される者と規定されている。

また、商業・法人登記簿謄本及び社会保険事務所（当時）の記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和37年5月1日から45年12月30日までの期間及び55年1月1日から61年2月28日までの期間において、自身が代表取締役である別の事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる上、36年4月から37年4月まで、46年1月から同年3月まで、49年4月から52年12月まで及び61年4月から平成5年7月までの各期間における国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、平成5年*月*日に65歳に到達しており、当時の厚生年金保険法第9条では、同保険の被保険者となり得るのは65歳未満であることが規定されていることから、申立人は、申立期間のうち同日以降の期間において、同保険の被保険者となることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 5013

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 54 年頃まで
申立期間は、実家である A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、40 年前の資料は残っていない旨回答しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた二人に照会したものの、協力を得られないことから、申立人の申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、当時の取締役であった申立人の父の当該事業所に係る被保険者原票によると、申立人は、申立期間を含む昭和 35 年 4 月 1 日から 54 年 7 月 23 日までの期間において、父の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票を確認したものの、申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。